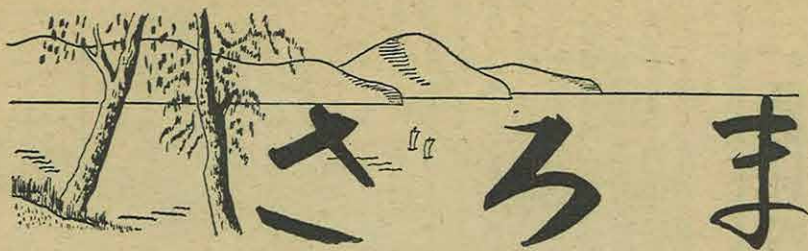


38. 6. 15 発行
 発行人 船木長一郎
 佐呂間町長
 編集人 庶務課 庶務係
 印刷人 佐呂間 印刷

世帯数 2,875
 人口 15,185
 男 7,581
 女 7,604

5月末日住民登録人口



国道改良工事進む

佐呂間地内二級国道（浜佐呂間
 若里間）の改良工事が本年も富武
 士、登加呂地間の約六五〇米を工
 費二、二三〇万円をもつて網走開
 発建設部により着手されました。
 これは昭和三十一年に浜佐呂間
 幌岩間の改良工事を始めとして、
 年次改良工事を実施してきたもの



（三十七年施工の富武士地内改良工事）

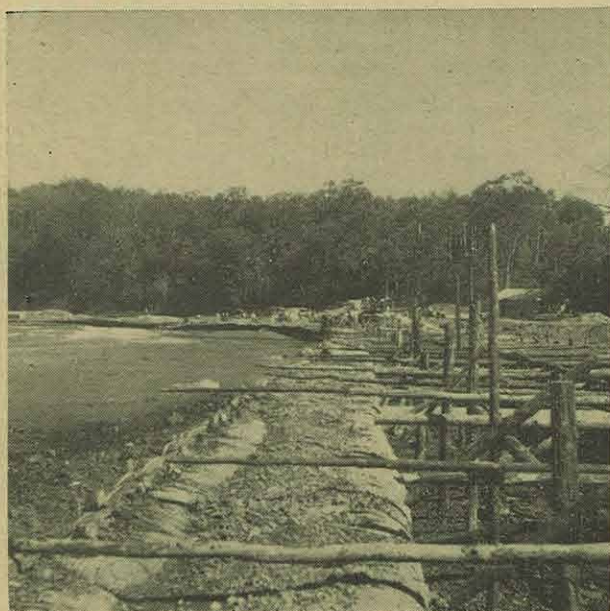
であり、幌岩、浪速間の路線を湖
 岸沿にし、また昨年より引続き実
 施している富武士登加呂地間も湖
 岸に沿って立派な広い道路に改良
 されます。

六月一日からは佐呂間湖周遊バ
 スの運行が開始され、産業経済の
 発展と共に観光路線として大いに
 クローズアップされることによ
 う。

戦没者などの妻に特別 給付金が支給されます

「戦没者などの妻に対する特別
 給付金支給法」が四月一日から施
 行されます。

この法律の制定の趣旨は、過去
 の大戦において負傷し、または疾
 病が原因で死亡されました戦没者
 などの妻に対し、今日にいたるま



（本年度施行の護岸工事現場）

での労苦をねぎらい「特別の慰籍
 」を行うものです。

支給の対象となる「戦没者の妻
 」とは昭和十二年七月七日（日支
 事変）以後、公務上負傷し、また
 は疾病にかかされ、これが原因で
 死亡された戦没者などの妻で
 ことし四月一日現在、旧軍人、準
 軍人、軍属、準軍属で、公務扶助
 料、特別扶助料、遺族年金、特別
 遺族年金、遺族給与金、旧陸海軍
 の雇用人などに係る旧令共済殉職
 年金または、旧陸軍もしくは海軍
 に配属された雇用人に係る郵政省
 共済組合、国鉄共済組合もしくは
 日本電信電話公社共済組合から支
 給される殉職年金を受ける権利の
 ある者ですが、ことし四月一日前
 に死亡、国籍喪失、婚姻などによ
 り扶助料や年金などの受給権を失
 なっている者には、この特別給付

毎号綴じて保存 せめろ

の受給権はありません。

特別給付金の額は二十万円で無
 利子十年償還の「特別給付金国庫
 債券」が支給されます。

債券の償還支払期は、毎年四月と
 十月に各一万円が希望の郵便局、
 日本銀行本店、支店、代理店から
 支払われます。

特別給付金の受給権のある戦没
 者などの妻が死亡したときは、そ
 の相続人のうち、ひとりが代つて
 請求し、特別給付金の支給を受け
 ることができます。

特別給付金を受ける権利は譲渡
 したり、担保に供することはでき
 ませんし、また権利や国債を差し
 押えたり、特別給付金を標準とし
 て租税や公課を課したりすること
 が出来ないことになっていますが
 特別の災害を受けた場合や、被保
 護世帯になるおそれがある者など
 については支給をうけた特別給付
 金国庫債券を国が買い上げ償還を
 行ない、または担保貸付をするこ
 とになっています。

特別給付金支給請求の手続は、
 「戦没者などの妻に対する特別給
 付金請求書」「戦没者の除籍抄本
 」と戦没者などの妻のことし四月
 一日現在の「住民票の謄本」に「
 公務扶助料、遺族年金などの支払
 い証明に関する書類」または、「
 公務扶助料、遺族年金などの請求
 に関する申立書」「印鑑票」と相
 続入請求の場合は「相続人請求同
 意書」などを請求人の居住する役
 場へ提出していただくことになり
 ますが、くわしいことは事務打合
 せ普及会議の終つた六月下旬を予
 定しており、請求手続などについ
 ては次回にお知らせします。なお
 くわしいことは役場住民係へお問
 合せ下さい。

これから家を 建てるかたに

◎建物を建築する場合は建築主事の確認を受けなければなりません

ん

建物を建築する場合、建て主は建てるようとする建物の大きさやいろ／＼の制約を受けている地域によつて異なりますが、佐呂間町の場合は、住宅ではブロック造りの場合二階建以上か、または床面積二〇〇㎡をこえるもの、木造モルタル造りの場合は三階以上か、床面積五〇〇㎡をこえるもの、特殊建築物（病院、診療所、旅館、共同住宅等）では床面積が一〇〇㎡をこえる建築物では、建築主事（道や支庁におります）の確認を受けなければなりません。

◎工事にかかるときは着工届を、

完成したときは完了届を提出しましょう。

建築確認を受ける手続きのほかに、いかなる建物でも工事にかゝるときは着工届を、また完成したときは完了届を町役場に提出しなければなりません。

◎手続きをしないで建てた場合は罪金をとられたり、またできていない建物が法律で定めている基準に違反している場合は改築や取りこわしの処分を受けますから、工事にかかる前には役場建築係に相談して、指導を受けることが大切です。

奥尻村大火災義援金を

募集します

五月二十七日末明奥尻村に発生した火災は罹災世帯一三五世帯、罹災者五〇九人にのぼり、市街地の殆んどが甚大な被害をうけたことはすでに皆様新聞、テレビなどで御承知のことと存じますが、その惨状はまことに同情にたえません。これらの罹災者に対し各地で義援金品の募集をしておりますが、町及び日赤佐呂間分区分では次の要領により大火災義援金を募集しますので、皆様の暖かい同情と御協力をおねがいします。

義援金募集要領

◎義援金

◎現金 皆様から拠出された義援金は日赤北海道支部内災害義援金品募集北海道地方委員会を通じて現地に配分されます。

◎受付 六月三十日まで役場、若佐支所、浜佐呂間出張所で受付けます。

◎動力煙霧噴霧兼用機購入

町では薬剤撒布用（蚊、はえ駆除用）に動力噴霧機を購入しました。これは共立サニタ小型煙霧噴霧

兼用機で、煙霧及び噴霧の機能を備えた手押二輪の環境衛生用薬剤撒布機で軽量小型にできていて狭いところでも自由に操作できる機械です。これで市街地区の蚊はえの駆除に大いに威力を発揮することでしょう。



（実験中の噴霧機）

七月一日現在で

農業基本調査

事業所統計調査

が実施されます

本年七月一日現在で、農業基本調査と事業所統計調査の二つの大きな統計調査が実施されることになりました。該当する農家や事業所には統計調査員が個々に調査に伺いますので正しい申告をされるよう御協力を願います。

△農業基本調査

北海道農業基本調査は毎年七月一日現在で全農家を対象に世帯構成、土地面積、家畜、農用機械、

作付面積など農業の基本事項を調査するもので、今後の農業施策の基礎資料となります。

△事業所統計調査

事業所統計調査は指定統計として国の基本的な調査であり、三年目毎に全国一斉に行われるもので今年も才七回目の調査にあたります。この調査は日本国中のすべての事業所（会社、工場、商店、事務所、病院、学校、映画館、旅館などの事業を行なわれている場所）を対象にして、事業所の分布とその活動状況を明らかにすること

を目的として、調査されます。おたずねする内容はいたって簡単なことですから、調査員の質問にありのままをお答えくださるようお願いいたします。

以上二つの大きな統計調査が行なわれますが、調査された内容については、いづれもその目的以外たとえば、課税などの資料として使用されることは絶対にありませんので、この調査に調査員がお伺いした節はよろしく御協力ををお願いします。

ピラオロ台に巣箱を設ける 富武士校の中学生たち

野鳥をふやし、森林や農作物の害虫駆除にやくだたせたり、私達の家の近くに野鳥をよびよせて楽しませてもらうため、あちこちで野鳥の巣箱を取付けて保護につとめています。富武士校でも、中学生全員が工作の時間に自分達で

つくつた小鳥の巣箱約五〇個ほどを先生と一緒に富武士浜ピラオロ台の森に取付けました。



NHKから

教育テレビ

放送開始予定

北見、網走、紋別地方に教育テレビ局が建設されます。多数の受信者から総合テレビに加えて教育テレビ放送の早期開始が切望されてきましたが、NHKでは昭和三十八年度テレビ局建設計画の一環として年度内に三地方に教育テレビ局を建設することになりました。

◎北見教育テレビ局（網走）
オ十二チャンネル
◎北見教育テレビ局（北見サテライト）
オ二チャンネル
◎紋別教育テレビ局（紋別サテライト）
オ二チャンネル



暴力をなくして明るい街づくり

婦人会員の町内視察

学校、町有放牧地、浄水場
などを見学

快晴にめくまれた八日、婦人会では、町内の公共施設、工場などの視察を実施しました。

これは日頃家庭の中で過ごすことの多い婦人たちが、町のいろいろな施設や工場などを見学し、大いに見聞をひろめ、知識を得ようとして、会員約六〇名が、早朝より、知来林間放牧地、浜佐呂間小中学校、国道改修工事の状況、ピラオロ荘、ユースホテル、高等学校、北斗林産工業、水道浄水場

水源、屠場、中園造林地などを見学、同行の町長や総務部長の説明をうけ、また富武士ピラオロ荘での昼食時間には佐呂間町行政のあらましを聞き、有意義な一日を過ごしました。

さすがに婦人たちが直接台所に通じる水道施設、屠場や、子供の教育の場である学校などでは質問も多く全員が熱心に見学し、五時すぎ役場前で解散しました。



(水道浄水場を見学の婦人会員)

はかり・ものさし等の検査実施

取引や証明につかわれる計量器は全部検査を受けて下さい

六月七日は計量記念日です。わたくしたちの生活のなかで、ものを正しく計り、ものごとを計数的に知っていることがどんなに大切なことか十分認識されているこ

農地信託について

本信託事業は農業協同組合が農地移動の中間に介在して、その権利関係の明確化及び農地所有者の保護等も充分確保することにより農地等の権利移動の円滑化を図るとともに、これによる農地等の権利移動が農業構造の改善、農地の有効利用に寄与する目的を以て創設されました。

この信託事業の内容を簡略すると次のとおりです。

一、信託の内容 一定期間（信託期間）所有者（委託者）の指定する目的（貸付、売渡、売渡貸付）に従って農協（受託者）がその委託された農地等（信託財産）を貸し付け又は売渡しをしてその農地等からあがる収益（小作料又は売渡代金）から農協が支出した経費を差引き、その残額（信託の利益）を受託者（委託者）に支払をする内容のもの

と思います。

明るい商取引や、正確な証明などを行って計量上の不安がないようにするためには、計量器が正確でなければなりません。そこで商取引や証明などに使用される計量器（長さ計、体積計、はかり）などは必ず定期検査をうけなければなりません。

検査の対象となる計量器は、各種商店、あらゆる事業所、公務所、学校などで使用する「長さ計」「体積計」「はかり」などです。町では次の日程で一斉検査を実施

のです。

尚貸付信託の場合その信託期間が満了したときはその農地等は委託者に返還することになります。

二、信託引受財産の範囲（信託することのできる財産）

(1)農地 (2)採草放牧地 (3)森林 (農地又は採草放牧地にあわせて信託をすることが相当なものに限る) (4)農地または採草放牧地の利用上必要な土地立木工作物等の附帯施設

三、信託の種類及び期間

(1)売渡信託 委託者がその財産につき所有権を移転し、当該財産を売渡させることを目的とするもの

(2)貸付運用信託 委託者がその財産につき所有権を移転し、当該財産を貸付の方法により運用させることを目的とするもの

信託期間 六年以上

(3)売渡貸付運用信託 委託者がその財産につき所有権を移転

します。これらの計量器は必ず定期検査をうけて下さい。

検査日程

七月一日 佐呂間公民館
七月二日 浜佐呂間出張所
七月三日 栄農協支所倉庫
七月四日 若佐支所
いづれの場所も午前九時より午後三時まで行ないます

6月25日は
道民税 第1期の
町民税 納期限です。

し、一年をこえない期間内に当該財産を売渡させることおよび当該期間内に売渡しが行なわれなかつた場内には貸付けの方法により運用させることを目的とする信託をいう

信託期間 七年以上

四、信託の終了

信託は次の場合に終了致します
(1)信託の目的を達したとき
(2)貸付運用信託にあつては信託期間の満了

向売渡信託にあつては信託財産の売渡

(1)売渡貸付運用信託にあつては信託財産の売渡または信託期間の満了

(2)信託財産の滅失等により信託の目的を達することができなくなつた場合

(3)信託契約が解除された場合

(4)農業協同組合が受託者の任務を辞したとき

(5)売渡信託にあつては当該信託を引受けた日又は信託財産を借り受けた者がそれを返還した日から一年を経過しても信

託財産が売り渡されなかつたとき

(6)貸付運用信託にあつては、当該信託を引き受けた日又は信託財産を借り受けた者がそれを返還した日から一年を経過しても信託の目的に従い当該信託財産が貸し付けられなかつたとき

(7)売渡貸付信託にあつては当該信託を引受けた日から二年または信託財産を借り受けた者がそれを返還した日から一年を経過しても信託の目的に従い当該信託財産が貸し付けられなかつたとき

五、信託財産の賃貸料

(1)農地については農地毎に定められた小作料最高額の範囲内（公定小作料）で定めた額

(2)農地以外の信託財産にあつては、近傍類似の物の賃貸料を勘案して定めた額

以上農地信託事業について簡単に記述致しましたが詳しくは農委にお尋ね下さい。

「じょうずな牧草サイレージの

作り方

草サイレージはデントコンサイレージと異なり糖分含量が少ないので調整に失敗する場合が多いので次のことに気を付けて実施する事が良いでしょう。

1 原料

(1) 品質

よく肥培管理された牧草で、まめ科六〇％、か本科四〇％位混入されたものが理想的です。

A 不良草地の牧草はか本科の混入が多いから適期に刈取つても水分が不足している。

B 二年牧草まめ科の混入率が高くなり、水分が多く又糖分が不足している。

(2) 刈取適期

か本科の場合は出穂中（後期は駄目）まめ科の場合は開花期（後期は駄目）この時期の水分は、まめ科では七八％～八五％、か本科では七五％～八〇％です。

④ 早刈、極端な早刈は反収少く水分蛋白質が高く醗酵性糖分が不足している。

⑤ 晩刈、刈遅れは草の栄養分を低下させ粗剛となり水分が少くなる

2 調整

(1) 水分調整

調整に適した水分は七五％内外なので刈取後は晴天で二～三時間予乾する。

※簡易水分の測定法

カッターで一握に細切した原料を一握りとり、強く握り静かに手を開ける。このとき

④ 水分が落ちる場合水分過多。

事である。
切込みが終了したら上層をビニールで覆い土や石をあげて加圧する以上簡単に要点のみを申上げました。何か疑問のある人は実地に指導しますので改良普及所へお問合せ下さい。

役場職員の

研修会を実施

本年度施政の重点事項の一つとして、年度当初計画としてありました役場職員研修会を此の程実施しました。

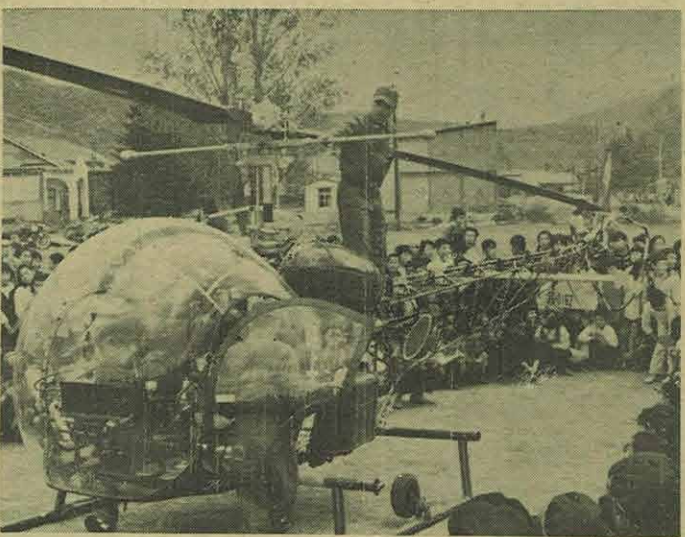
これは産業の発展、各種技術の進歩、文化の向上などに対処する近代行政の確立が要求される現状に即応して、民主的にしかも効果的成果を収めるためには職員の資質の向上にあると考え、五月十七日より三日間、道立自治講習所長進藤長次郎先生、道総務部地方課企画調査係長国井英吉先生の両講師を招き実施したもので、公務員倫理三時間、事務管理論八時間、行政の近代化とその方向四時間、地方財政制度三時間の講義をほとんどの職員が受講しました。

自衛隊 ヘリコプター 訪問

富武士校で 航空教室開く

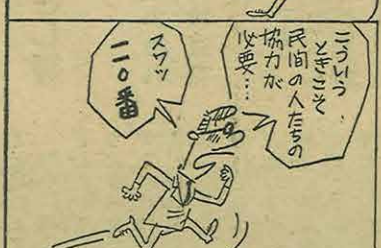
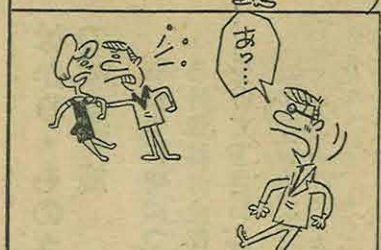
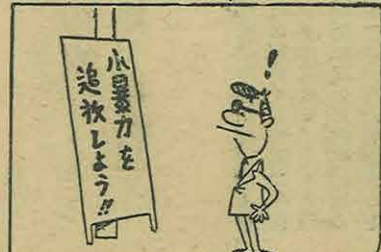
一 小学生の願いがかなえられ、五月二十三日自衛隊ヘリコプター

が学校を訪問し、青空航空教室などを開き、たのしい一日を過ぎました。



(佐呂間中学校での青空航空教室)

北のしん一



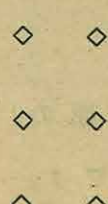
よい町は
みんな貯蓄で
よい暮らし

「窓口メモ」

役場畜政係

牛や馬を飼育している方で次のような場合は二〇日以内に役場へ届出ましょう。

- 一、出生または所有権を取得したとき。
- 二、買受をしたとき。
- 三、売却をしたとき。
- 四、売買をしたとき。
- 五、死亡したとき。
- 六、牛馬籍の記載事項に異動が生じたとき。



（広報「さるま」は、町政のいろいろなことを知っていただくため、毎月一回発行し、自治会長を通して全世帯に配付しております。みかんの建設的な御意見や質問は庶務課へお寄せください。）